様式第２号（第３条関係）

新城市指定暑熱避難施設の管理等に関する協定書

新城市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、気候変動適応法第２１条第３項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙が管理する気候変動適応法第２１条第１項に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該クーリングシェルターの管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第２条　この協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）の施設名、所在地、開放可能日等及び施設管理者は別添のとおりとする。

２　甲は、前項の施設名、所在地及び開放可能日等について、甲のウェブサイト

等において公表を行うこととする。

３　対象施設の施設管理者は、甲に対して次の協力を行うものとする。

　⑴　熱中症予防情報について積極的に取得や把握

　⑵　対象施設がクーリングシェルターであることがわかるように掲示

　⑶　熱中症対策の啓発冊子等の設置

（運用期間）

第３条　運用期間は、毎年６月１日から１０月３１日までとする。ただし、乙が

運用期間外において事業の実施が必要と判断した場合は、期間を変更して実

施することができるものとする。

（施設の管理）

第４条　乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するよう、対象施設の開放可能エリアを適切に維持管理するものとする。

２　甲は、対象施設の開放可能エリアについて、クーリングシェルターとして住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第５条　乙は、愛知県を対象とする熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当

該情報の発表期間中、第２条第１項に定める開放可能日等において、対象施設

の開放可能エリアを一般に開放するものとする。

２　前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、

乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる

ものとする。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第６条　乙は、熱中症特別警戒情報の発表の有無にかかわらず、市民等が熱中症により体調不良を感じた場合や予防のために休憩を求める場合は、ひと休みできる休憩所の提供に可能な範囲で協力するものとする。

（変更の協議）

第７条　乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い、本協定の内容に変

更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定を締結した日からその日以後に最初に到来する３月３１日までとする。ただし、当該期間の満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第９条　対象施設の利用者に係る対応とそれに伴う費用負担は、乙において行

うものとする。

２　乙は、対象施設の利用者に対して、対価の要求のほか、過度な勧誘や不当な

営業を行わないものとする。

３　本協定について、変更若しくは疑義が生じたとき又は本協定に定めがない

事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別添

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 |  | |
| 所在地 | 〒 | |
| 施設管理者 |  | |
| 電話番号 |  | |
| メールアドレス |  | |
| ホームページURL |  | |
| 開放可能エリア |  | |
| 開放可能日  開放可能時間 | 曜日 | 開放可能時間 |
| 月 | ：　～　： |
| 火 | ：　～　： |
| 水 | ：　～　： |
| 木 | ：　～　： |
| 金 | ：　～　： |
| 土 | ：　～　： |
| 日 | ：　～　： |
| 受入可能人数 |  | |
| 備考欄 |  | |